

刑法

第1 甲がBに対し、X組組員であると告げず、人材派遣業の事務所として使用する旨告げて、賃貸契約書に「変更前の氏名」を記入しBに渡した行為について詐欺利得罪（246条2項）が成立しないか。

1 (1) 「欺」く行為とは、相手方が真実を知っていれば交付行為を行わないような重要な事実を偽ることをいう。

(2) これを本件についてみるに、Bは、暴力団員とは賃貸借契約を締結する意思はなく、かつ、契約書にも本件条項としてその旨記載していた。とすれば、Bは、甲が暴力団員であるを知っていれば、契約を締結しなかったといえる。

また、某県では、本件条項は一般的であり、かつ、Bが甲にその内容を説明していた。とすれば、甲には暴力団員である旨を告知する義務があったといえる。にもかかわらず、これをしないでなされた上記行為は、上記「欺」く行為に当たる。

2 Bは、甲が暴力団員ではないと誤信し、錯誤に陥っている。

3 そして、甲は、上記契約により賃借権を得ており、「財産上不法の利益」を得たといえる。

4 また、甲には、同罪の故意（38条1項）もあるといえる。

5 したがって、上記行為に詐欺利得罪が成立する。

第2 上記契約書に記入した行為に有印私文書偽造罪（159条1項）が成立しないか。

1 甲には、契約書を「行使」する「目的」がある。

2 また、契約書は、「権利、義務・・・に関する文書」に当たる。

3 では、上記行為は「偽造」に当たるか。

(1) この点について「偽造」とは、名義人と作成者の人格の同一性を偽ることをいう。

(2) これを本件についてみるに、甲は、暴力団員でないことをあらわすために「変更前の氏名」を記入し、暴力団員である甲との間に人格の不一致が生じている。よって、「偽造」に当たる。

4 よって、上記行為に有印私文書偽造罪が成立する。

第3 また、上記契約書をBに渡した行為は、認識しうる状態に置くものであるから、有印偽造私文書行使罪（161条1項）が成立する。

第4 甲が丙の顔面を1回殴り、路面に転倒させた行為について、傷害致死罪が成立しないか（205条）。

1 (1) 「傷害」とは人の生理的機能を害することをいうところ、上記行為により丙は急性硬膜下血種の傷害を負っていることから、上記行為は「傷害」に当たる。

(2) また、上記行為に「よって」、丙の死の結果が発生している。

(3) よって、上記行為は同罪の構成要件に該当する。

2 もっとも、甲は、Bが甲の前に立ちふさがり、Bからスタンガンで攻撃されると考えて上記行為を行っている。よって、正当防衛が成立し、違法性が阻却されないか（36条1項）。

(1) 「急迫」とは、法益侵害の危険が切迫していることをいう。

(2) 本件では、丙は乙に電話するためスマートフォンを取り出したにすぎなかったのだから、実際には法益侵害の危険は切迫しておらず、よって、「急迫」性は認められない。

(3) したがって、違法性は阻却されない。

3 もっとも、甲は、丙がスタンガンで攻撃してくるものと誤信して上記行為を行っている。よって、違法性阻却事由について錯誤があり、責任故意が阻却されないか。

(1) この点について、故意責任の本質は、反規範的人格的態度に対する道義的非難にある。そして、規範は構成要件として与えられている。そして、違法性阻却事由に該当する錯誤がある場合は、規範に直面しているとはいえないから、責任故意が阻却されるものと解する。

(2) では、甲は違法性阻却事由について錯誤があるといえるか。

ア 甲は丙がスタンガンで攻撃してくると誤信しているから、「急迫不正の侵害」について誤信している。

イ 「ため」との文言より、正当防衛の成立には、防衛の意思が必要であり、その内容は急迫不正の侵害を意識しつつこれを避けようとする単純な心理状態をいう。

そして、甲は、「自己の身を守るため」、「とっさに」上記行為を行っているから、これに当たる。

ウ 「やむを得ない行為」とは、必要性、相当性を有する行為をいう。

甲は、丙がスタンガンで攻撃してくると誤信しているから丙の攻撃に対し、何らかの防衛行為を行う必要がある。

また、甲は、1回殴ったのみであるから、必要最小限度といえ、相当性もある。よって、「やむを得ない行為」と誤信していたといえる。

エ したがって、違法性阻却事由について錯誤があり、責任故意が阻却される。

(3) 以上より、上記行為に同罪は成立しない。

(4) もっとも、甲は、丙が取り出したものがスマートフォンであると容易に認識できたから、注意義務違反の程度が著しいといえ、上記行為に重過失致死罪（211条後段）が成立する。

第5 丙の腹部を3回蹴って腹部打撲の傷害を負わせた行為について、傷害罪（204条）が成立する。

第6 以上より、甲の各行為に①詐欺罪、②有印私文書偽造罪、③偽造私文書行使罪、④傷害致死罪、⑤傷害罪が成立する。このうち、①②③は牽連犯（54条1項後段）

となり、④⑤は包括一罪となり、これらが併合罪（45条前段）となる。よって、甲はかかる罪責を負う。

以上